

令和5年度（令和6年度への繰越分）愛知県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
交付要綱

（通則）

第1条 令和5年度（令和6年度への繰越分）愛知県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「交付金」という。）は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の賃金を2%程度（月額6,000円相当）引き上げることができるよう予算の範囲内において支援を行うものであり、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 交付の対象となる者は、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱」（令和6年2月8日障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（別紙）。（以下「実施要綱（者）」という。））又は「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱」（令和6年2月8日こ支障発第26号こども家庭庁支援局長通知（別紙）。（以下「実施要綱（児）」という。））に定められた要件を満たすとともに、以下の各号に定められた要件のいずれかを満たす事業所（以下「交付対象事業所」という。）を運営する法人等（以下「交付対象事業者」という。）とする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第29条第1項及び第51条の14第1項に基づき愛知県若しくは愛知県内の指定都市、中核市及び大府市（以下「愛知県等」という。）から指定を受けた事業所、又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項及び第24条の2第1項に基づき愛知県等から指定を受けた事業所。

なお、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、交付の対象外とする。

（2）愛知県内自治体から障害児施設措置費の支給を受ける児童が入所する県外所在の障害児入所施設等。

（3）愛知県に所在する総合支援法第30条第1項に基づく基準該当事業所若しくは基準該当施設、又は児童福祉法第21条の5の4第2号に基づく基準該当通所支援を行う事業所。

(交付事業内容)

第3条 令和6年2月から5月までの間において、実施要綱(者)4(2)又は実施要綱(児)4(2)に定める者に対して2%程度(月額6,000円相当)の賃金改善を行う交付対象事業所に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を交付する。
ただし、障害福祉サービス等報酬(以下「報酬」という。)の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を最大2か月間対応することとする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額としては、実施要綱(者)5又は実施要綱(児)5に定める額とする。

(賃金改善の要件)

第5条 交付対象事業所は、実施要綱(者)6又は実施要綱(児)6に定める要件を満たした賃金改善を行わなければならない。
2 前項の賃金改善においては、実施要綱(者)8(2)及び(5)①又は実施要綱(児)8(2)及び(5)①に定める対応を行わなければならない。
3 第1項の賃金改善においては、実施要綱(者)8(5)②又は実施要綱(児)8(5)②に定める対応を行っても差し支えない。

(処遇改善交付金計画書)

第6条 交付対象事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、当該交付対象事業者が運営する交付対象事業所を取りまとめるうえ、実施要綱(者)7(1)又は実施要綱(児)7(1)の規定に基づき作成した別紙様式2-1及び別紙様式2-2(以下「処遇改善交付金計画書」という。)を、令和6年4月15日までに知事に提出しなければならない。
ただし、令和6年5月に新規開設する事業所については、5月15日までの提出として差し支えない。

(交付申請)

第7条 前条の処遇改善交付金計画書を規則第3条に定める交付申請とみなす。

(交付の決定等)

第8条 知事は、第6条による処遇改善交付金計画書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。
2 知事は、前項の審査にて、交付金の交付が不適切と判断した場合においては、

処遇改善交付金計画書の受領月から翌々月末までに不交付決定を通知する。

- 3 前項の通知が、所定の日までにない交付対象事業者については、前項の所定の日
の翌日をもって、規則第6条に定める交付決定通知がされたものとする。

(決定の取消し等)

第9条 知事は、交付金の交付をした場合において、交付対象事業者が次に掲げる各号
のいずれかに該当するときには、交付金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段をもって交付金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、交付金を交付することが
適当でないと認められた場合
- (5) 報酬の請求誤りにより、交付金を過大に受領した場合

(変更交付申請)

第10条 交付対象事業者は、実施要綱(者)7(4)又は実施要綱(児)7(4)の
規定に基づき計画の変更を行う場合は、令和6年8月末日までに、別紙様式4に
よる変更交付申請を行わなければならない。

なお、別紙様式2-1の2及び別紙様式2-2の内容に変更が生じる場合は、
処遇改善交付金計画書を添えなければならない。

(変更交付の決定等)

第11条 知事は、前条による変更交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、必要
に応じて現地を調査した上で、交付金を交付すべきものと認めたときは、変更交付
の決定をする。

- 2 知事は、前項の審査にて、変更交付の決定が不適切と判断した場合においては、
令和6年9月末日までに不承認の旨を通知する。
- 3 前項の通知が、所定の日までにない交付対象事業者については、前項の所定の日
の翌日をもって、変更交付決定の通知がされたものとする。

(交付申請の取下げ)

第12条 規則第7条に規定する交付申請の取下げ期日は、令和6年6月末日までとし、
その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(処遇改善交付金実績報告)

第13条 交付対象事業者は、当該交付対象事業者が運営する交付対象事業所を取りま

とめのうえ、実施要綱（者）7（2）又は実施要綱（児）7（2）の規定に基づき作成した別紙様式3-1及び3-2を、令和6年11月末日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の提出を規則第13条に定める実績報告とみなす。

（交付金の交付）

第14条 交付金の算定根拠となる報酬は、交付対象事業者が「介護給付費等の請求に関する省令」（平成18年厚生労働省令第170号）第1条第2項及び「障害児通所給付費等の請求に関する省令」（平成18年厚生労働省令第179号）第1条第2項に規定する審査支払機関である市町村若しくは都道府県、又は、市町村若しくは都道府県から委託を受けた国保連へ送付し、審査支払機関による審査後の請求情報に基づくものとする。

2 第3条に定める交付対象期間中に審査支払機関に対し毎月行う報酬の請求をもって交付金の概算払請求とみなし、概算払請求書の提出を要しないものとする。

（愛知県知事への変更の届出）

第15条 交付対象事業所は、実施要綱（者）7（5）又は実施要綱（児）7（5）に定める場合が生じた際は、同規定に基づき知事へ届出を行う。

（交付金の停止）

第16条 知事は、交付対象事業所において、実施要綱（者）8（1）又は実施要綱（児）8（1）に定める場合が生じた際は、既に交付された交付金の一部又は全部を返還させることができる。

（届出内容を証明する資料の保管及び提示）

第17条 交付対象事業所は、実施要綱（者）7（3）又は実施要綱（児）7（3）に規定される資料を適切に保管し知事から求めがあった場合は、速やかに提示を行わなければならない。

（その他）

第18条 本事業の実施にあたり、本要綱、実施要綱（者）及び実施要綱（児）に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行し、令和6年2月1日から適用する。